

神戸市立工業高等専門学校予算委員会規則

2023年4月1日

規則第136号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校予算委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、校長、教務主事（教育）、教務主事（研究）、教務主事（計画調整）、学生主事、各専門学科及び一般科の学科長、総合情報センター長、地域協働研究センター長、国際協働研究センター長、広報室長、学生相談室長、各専門学科の代表者1名、一般科の代表者2名、事務室長、総務課長、企画担当課長、総務担当係長、施設担当係長、学生課長並びに教務担当係長をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は校長をもって充て、副委員長は事務室長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理し、委員長が欠けたときは、これを代行する。

5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がこれらを代理する。

(審議事項)

第3条 委員会は、予算の効果的かつ効率的な執行を確保するため、当該年度の校内における予算の配分について審議する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、毎年度の早い時期に開催するほか、必要に応じて委員長が招集する。

(改廃)

第6条 この規則の改廃については、委員会で協議する。

(事務処理)

第7条 委員会に係る事務は、事務室総務課が処理する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2025年4月1日から施行する。